

たばこ関連製品・喫煙を対象とする研究報告に関する
日本薬剤疫学会を通じた公表および発表に関する指針

2026.5.2 制定

本指針は、一般社団法人 日本薬剤疫学会（以降、本学会）における行動規範・倫理綱領（令和 6 年 7 月 18 日制定）の趣旨を踏まえ、本学会の活動を通じた、たばこ関連製品・喫煙を研究対象とする研究報告の公表または発表に関する指針を示す。

本学会は、医薬品の安全性、有効性等に関する質の高い薬剤疫学的研究の進展を図り、リスク最小化を含む医薬品のリスク管理に積極的に取り組むことを使命としている。また、学会員の基本的責任として自らの専門知識、技術、経験を活かし、人類の健康と福祉に貢献する責任を有することを挙げている（行動規範・倫理綱領 I. 会員の責務 1. 会員の基本的責任）。一方、たばこ製品の使用は各種疾病・死亡発生の重要なリスク因子であり、公衆衛生上の重要課題である。この観点から、本学会は公正な薬剤疫学研究の推進を通じて公衆衛生に貢献する責務を有する。本指針は、学問の自由を最大限尊重しつつ、研究の独立性の確保と適切な利益相反管理の観点から、たばこ関連製品または喫煙を研究対象とする研究報告について、本学会を通じた公表および発表に関し次のとおり定める。

1. たばこ産業（紙巻・葉巻・加熱式・電子たばこ等の製造・販売企業、その業界団体、当該企業から資金を受ける関連財団等）から**直接または間接の資金提供**を受けた研究のうち、**たばこ製品（ならびにニコチン製品）の使用または喫煙を主たる研究対象とする研究発表は、本学会学術誌への投稿および学術総会での発表演題としてこれを受理しない**。なお、間接の資金提供には、資材及び労務の提供を含む。
2. 第 1 項に該当すると認められる場合、本学会学術誌に投稿された研究論文や学術総会等の発表演題の受否に関する判断は、学術総会を通じた発表の場合については学術総会会長、学会誌による公表の場合については編集委員会委員長、その他の場合については理事長に委ねる。また、適切と判断される場合には COI 委員会の意見を聴く。

附則

本指針は、令和 8 年（2026）年 5 月 2 日より施行する。